

<調達仕様書に係るご確認事項>

項番	該当箇所	ご確認事項	ご回答記入欄
1	1.6 作業スケジュール (p.6)	参加申込書の提出期限が令和6年7月2日となっておりますが、その時点で他社参入が発覚した場合、プロポーザル調達となり、記載のスケジュールから遅れが発生すると認識しています。 他社参入が判明した場合のプロポーザル調達の公示期間・スケジュールおよび開発着手時期の想定をご教示いただけますでしょうか。	プロポーザル調達になれば、およそ2ヶ月遅れのスケジュールとなりますので、再度詳細は提示します。
2	4.3 設計 (3) 基本設計及び詳細設計の実施 (運用保守) (p.10)	運用保守の設計や手順書の整備が調達内容に含まれておりますが、以前ご提示させていただいた前提条件に「突合結果はDBに保持するのみであり、これに基づく通知や運用の検討は対象外とします。」と記載があるため、本調達内容から削除いただくことは可能でしょうか。また、運用については「対象一覧の週次でのご提出や、月次での件数報告」を想定しておりますが、まだ運用検討作業自体は未実施のため、口座運用保守の作業依頼対応で対応させていただきたいと考えております。そのような整理をさせていただくことは可能でしょうか。 ※現行の運用保守計画書には漢字カナの運用に係る記載がなかったため、上記の整理にさせていただきますと幸いです。	口座運用保守の作業依頼対応で対応いただくことで承知しました。仕様書は、運用保守は対象外と修正します
3	4.10 成果物の作成	項番3でご確認させていただいた漢字カナ運用保守に係る納品物について、口座運用保守作業の対応とさせていただきますため、本調達の納品物として「運用保守計画書」および「運用・保守実施要領等一式」を納入せず、口座運用保守側作業依頼対応としてご提示させていただき整理にさせていただきますでしょうか。 ※運用保守計画書および運用・保守実施要領等一式については、作業依頼を受け対応させていただき、既存の運用保守計画書等に追記をしたうえでご提示させていただき、もしくは既存の運用保守計画書等と同様の報告内容であれば現状の運用保守計画書等をそのままご提示させていただき想定です。	承知しました。仕様書は、運用保守は対象外と修正します
4	4.10 成果物の作成	「表3 成果物一覧」における項番1~6の成果物について、口座情報登録・連携システムの初期構築の際に納入させていただいた「プロジェクト計画書」および「開発計画書」の内容と同様、もしくは差分の更新となるため、それらのドキュメントで代用させていただくことは可能でしょうか。また、同様の内容である場合、上記の成果物については既に納入済みのため納入しない整理にさせていただきますでしょうか。	差分更新したものをご提出願います
5	4.10 成果物の作成	「6.7 情報セキュリティの管理体制について」(5)脆弱性検査については、「デジタル庁 政府情報システムにおける脆弱性診断ガイドライン」を拝見すると、プラットフォーム診断とWebアプリ診断の記載がございました。プラットフォーム診断については、口座運用保守で行わせていただいている内容をご提示させていただきます。また、Webアプリ診断については口座システムの外部との接続は突合API側とのVPCピアリング接続のみのため、一定のアクセス制限を有しているとみなし対応対象外とさせていただきます、脆弱性検査結果報告書の内容には含めないと整理させていただいてよろしいでしょうか。	プラットフォーム診断につきましては、口座運用保守のものをご提出ください。アプリ診断につきましては、マイナポータルとの接続部分のAPI改修があるかと思いますが、初期構築時に脆弱性検査を実施している場合には、再度実施願います。実施していない場合には、その実施しない判断とした根拠をご提出ください。
6	4.10 成果物の作成	脆弱性検査結果報告書について、納品期限想定が総合テスト工程完了判定前までとなっておりますが、総合テスト完了前までに脆弱性検査を完了するという前提でスケジュールを引かれておりますでしょうか。	連動テスト、UATまでには脆弱性検査を行なっていただくことを想定しています。
7	4.10 成果物の作成	業務完了報告書について、弊社内手続きの関係上恐縮ですが、納品が完了し検収書にサインもしくは押印いただいたあとに業務完了報告書をご提示させていただいております（口座設計・開発案件も同様の対応を行っております）。そのため、納品期限を「契約満了前」ではなく、「契約満了後2週間後まで」等に変更させていただきますでしょうか。	契約満了後2週間後までに変更します

8	6.3 個人情報の取り扱い(2)	個人情報、個人関連情報、仮名加工情報及び行政機関等匿名加工情報（以下、個人情報等という。）の取扱いに係る事項に係る書面について、現行運用保守提案書ならびに納入成果物と同様の内容となるため、本調達範囲内としてご提示しない方針でよろしいでしょうか。	この項目はデジタル庁の規定の項目であり、変更はできませんので、現行のものと同じものをご提出ください
9	6.3 個人情報の取り扱い(8)	作業実施前に教育を実施し、証明する書類を提出するという記載がございますが。現行運用保守でご提示させていただいている従事者名簿の教育実施報告と同様の内容となるため、現行運用保守でのご報告に含めさせていただくことは可能でしょうか。	この項目はデジタル庁の規定の項目であり、変更はできませんので、現行のものと同じものをご提出ください